

事例 15 松くい虫被害木の有効利用

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



- ・鹿児島県南さつま市 高橋潟国有林
- ・販売された被害木
(令和7(2025)年3月)



- ・鹿児島県枕崎市
- ・被害木チップ
(令和7(2025)年11月)

松くい虫被害は、病原体の線虫がマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツの樹体内に侵入・増殖することで引き起こされる萎凋病^{いちょう}が原因で発生します。被害の拡大を防ぐためには、線虫を媒介するカミキリムシの幼虫が潜む被害木を適切に処理する必要がありますが、多額の費用がかかることが課題になっています。

鹿児島森林管理署では、被害木の有効利用による処理費用の削減に取り組んでいます。令和7(2025)年度は、まとまった被害が発生した南さつま市吹上浜周辺の林分を立木販売し、処理期限の特約を付して、同署全体の松くい虫被害量の約4分の1にあたる3,500 m³について、有効利用するため、地元事業者に販売しました。被害木はカミキリムシの拡散を防ぐため、移動式チップパーにより現地で破碎され、木質バイオマス発電の燃料として利用されました。これにより、従来の処理の方法と比較して、処理費用を大幅に削減することができました。また、従来は利用が難しかった枝条もチップ化し、発電施設で幹のチップと混焼することにより、有効活用と駆除の両立を図っています。

同署では、民有林と連携した松くい虫被害の拡大防止に向け、南さつま市や鹿児島市等と現地検討会等を開催するなど、被害木の有効利用と対策に取り組んでいます。